**当該学校法人が設置する私立学校の学則 (作成例)**

〇〇高等学校学則

※必須事項

第１章　総則

（目的）

第１条　本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育（及び専門教育）を施すことを目的とする。

（名称）

第２条　本校は、〇〇高等学校という。

（位置）

第３条　本校は、大分県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

第２章　課程及び収容定員

（学級編成及び収容定員）※

第４条　本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

　　全日制課程

　　　　　普通科　　　〇〇〇名

　　　　　商業に関する学科　　　〇〇〇名　　　商業科　　〇〇〇名　　情報処理科　　〇〇〇名

　　　　　工業に関する学科　　　〇〇〇名　　　機械科　　〇〇〇名

　　　　　全日制課程計　　　〇〇〇名

　　通信制課程

　　　　　普通科　　　〇〇〇名

　　　　　通信制課程計　　　〇〇〇名

　　　　　　※　通信制課程を置く高等学校については、学則中に①通信教育を行う区域に関する事項及び②通信教育連携協力施設に関する事項を記載すること（規第４条第２項）

第３章　修業年限、学年、学期及び休業日等

（修業年限）※

第５条　本校の修業年限は、次のとおりとする。

　　全日制課程　　　３年

　　通信制課程　　　３年以上

（学年）※

第６条　学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（学期）※

第７条　学年を分けて、次の３学期とする。

　　第１学期　　４月１日から８月３１日まで

　　第２学期　　９月１日から１２月３１日まで

　　第３学期　　１月１日から３月３１日まで

　　　前期　　　４月１日から９月３０日まで

　　　後期　　　１０月１日から３月３１日まで

（休業、臨時授業及び臨時休業）※

第８条　休業日は、次のとおりとする。

　　（１）　日曜日

　　（２）　土曜日（毎月第〇、第〇土曜日）

　　（３）　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する日

　　（４）　夏季休業　　　〇月〇日から〇月〇日まで

　　（５）　冬季休業　　　〇月〇日から〇月〇日まで

　　（６）　学年末休業　 〇月〇日から〇月〇日まで

　　（７）　学年始休業　 〇月〇日から〇月〇日まで

　　（８）　開校記念日　　〇月〇日から〇月〇日まで

２　教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項の規定に関わらず休業日に授業を行うことがある。

３　非常変災その他急迫の事情があるとき若しくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第４章　入学、退学、転学及び休学

（入学資格）※

第９条　本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

　（１）　中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

　（２）　文部科学大臣の指定した者

　（３）　本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

（転入学又は編入学資格）※

第１０条　第１学年の途中又は第２学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者又は修了したと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

２　第１学年の途中又は第２学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在籍する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

（入学許可）※

第１１条　入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

（出願手続）※

第１２条　入学を希望するときは、保護者は入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

（入学手続）※

第１３条　入学の許可を受けた者は、すみやかに保護者（保証人）と連署した誓約書、その他必要書類に入学料をそえて、提出しなければならない。

（転学）※

第１４条　他の中学校から本校に転学を志願する生徒があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ転学を許可することがある。

２　生徒が他の高等学校へ転学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

（退学）※

第１５条　生徒が退学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可をうけなければならない。

（欠席、休学）※

第１６条　生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者はその理由を明記し、届け出なければならない。

２　生徒が病気その他やむを得ない理由により〇月以上出席することができないときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

（復学）

第１７条　前条第２項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

（転籍）

第１８条　生徒が本校の全日制課程及び定時制課程相互間の転籍を希望するときは、取得した単位に応じ相当学年に転籍を許可することがある。

（出席停止）

第１９条　生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命じることがある。

（身上事項の異動の届出）

第２０条　生徒及び保護者、保証人の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

（復校）

第２１条　退学した者が復校を希望するときは、その理由により選考のうえ、相当学年に入学を許すことができる。

第５章　教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

（教育課程）※

第２２条　本校の教育課程は、高等学校学習指導要領に基づき編成し、その教科、科目及び単位数は、別表のとおりとする。

（学習評価）※

第２３条　学習の評価については、高等学校学習指導要領に示されている各教科、科目の目標を基準として行う。

（単位の認定）

第２４条　校長は、生徒が教育課程に従って各教科、科目を履修し、その成果が教科、科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その教科、科目について所定の単位を修得したことを認定する。

（課程修了の認定）※

第２５条　各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

（卒業）※

第２６条　前条の規定により生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

（原級留置）

第２７条　生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことができる。

第６章　教職員組織

（教職員組織）※

第２８条　本校に次の教職員を置く。　（※）必置

（１）校長　　　　　　　　　　　　１名（※）

（２）教頭　　　　　　　　　　　　　名（※）

（３）教諭　　　　　　　　　　　　　名（※）

（４）養護教諭　　　　　　　　　　名

（５）司書教諭　　　　　　　　　　名

（６）実習助手　　　　　　　　　　名（必要に応じ）（※）

（７）講師　　　　　　　　　　　　　名

（８）事務長　　　　　　　　　　　名（※）

（９）事務職員　　　　　　　　　　名（※）

（１０）学校医　　　　　　　　　　名（※）

（１１）学校歯科医　　　　　　　名（※）

（１２）学校薬剤師　　　　　　　名（※）

２　校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

３　教頭は、校長を助け校務を整理する。

４　事務長は、校長の監督を受け事務を掌る。

５　教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第７章　授業料、入学金及び検定料

（授業料・入学金及び検定料）※

第２９条　本校の授業料・入学金及び検定料等は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 全日制課程 | 通信制課程 |
| 授業料（年・月額）入学金〇〇費検定料 | 〇〇〇円〇〇〇円〇〇〇円〇〇〇円 | 〇〇〇円〇〇〇円〇〇〇円〇〇〇円 |

　　　　　　注：生徒納付金として徴収しているものは、すべて記載すること。

（納入及び納入の特例）※

第３０条　生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

２　生徒が休学及び留学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

３　月の中途において入学、退学、転学するに至った者は、その月の授業料を納付しなければならない。

（滞納）※

第３１条　正当な理由なく、かつ、所定の手続きは行わずに授業料を〇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

（減免）※

第３２条　生徒のうち特別の事情により特に必要があると認める者について、授業料の一部又は全部につき納付を免除することができる。

第８章　賞罰

（褒章）※

第３３条　生徒がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは褒章することがある。

（懲戒）

第３４条　生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

２　懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

（１）　性行不良で改善の見みがないと認められる者

（２）　学力劣等で正業の見込がないと認められる者

（３）　正当な理由がなくて出席常でない者

（４）　学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第９章　その他

（留学）

第３５条　校長は、教育上有益であり、かつ生徒の教育上適切であると認められたときは生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

２　校長は、前項の規定により留学を許可した生徒について、外国の高等学校における履修とみなし、３０単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

３　校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、留学を修了した時点において学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

４　前各号に規定する留学についての具体的方法は、別に定めるものとする。

５　校長は、前４項の規定によらず生徒が休学（あるいは退学）し、外国の高等学校で学習することを許可することができる。ただし、この場合における外国の高等学校での学習については、本校における単位とみなさず、また、当該期間を在学期間には参入しない。

第１０章　別科及び専攻科

（別科）

第３６条　本校に別科を置く。

２　別科については、別に定める。

（専攻科）

第３７条　本校に専攻科を置く。

２　専攻科については、別に定める。

第１１章　寄宿舎

（寄宿舎）

第３８条　本校に寄宿舎を置く。

２　寄宿舎については、別に定める。

第１２章　細則

（細則）

第３９条　この学則の実施に必要な細則は、校長が別に定める。

附則

（施行日）

１　この学則は、　　年　　月　　日から施行する。

（改正）

１　この学則改正は、　　年　　月　　日から施行し、　　年　　月　　日から適用する。

（授業料の特則）

１　本文第　　条中第　　項第　　号「授業料　　　円」とあるのは、前条の規定にかかわらず、　　年　　月　　日に入学した生徒については　　　円とし、　　年　　月　　日に入学した生徒にあっては、なお、従前の例による。

　注意：学則改正の都度、このように不足を加えていくこと。

（別表）教育課程＜〇〇制課程　〇〇科＞

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 教科 | 科目 | 標準単位 | 第１学年 | 第２学年 | 第３学年 | 計 |
| 国語 | 現代の国語言語文化論理国語文学国語国語表現古典探求 | 224444 |  |  |  |  |
| 地理歴史 | 地理総合地理探求歴史総合日本史探求世界史探求 | 23233 |  |  |  |  |
| 公民 | 公共倫理政治・経済 | 222 |  |  |  |  |
| 数学 | 数学Ⅰ数学Ⅱ数学Ⅲ数学A数学B数学C | 343222 |  |  |  |  |
| 理科 | 科学と人間生活物理基礎物理化学基礎化学生物基礎生物地学基礎地学 | 224242424 |  |  |  |  |
| 保健体育 | 体育保険 | 7～82 |  |  |  |  |
| 芸術 | 音楽Ⅰ～Ⅲ美術Ⅰ～Ⅲ工芸Ⅰ～Ⅲ書道Ⅰ～Ⅲ | 2～62～62～62～6 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 外国語 | 英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠ英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅡ英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅢ倫理・表現Ⅰ倫理・表現Ⅱ倫理・表現Ⅲ | 344222 |  |  |  |  |
| 家庭 | 家庭基礎家庭総合 | 24 |  |  |  |  |
| 情報 | 情報Ⅰ情報Ⅱ | 22 |  |  |  |  |
| 理数 | 理数探究基礎理数探究 | 12～5 |  |  |  |  |
| 総合的な学習の時間 | 3～6 |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

〇〇幼稚園園則

※必須事項

第１章　総則

（目的）

第１条　本幼稚園は、学校教育法第２２条及び第２３条に基づき幼児を保育し、適切な環境を与えて、心身の発達を助長することを目的とする。

（名称）

第２条　本幼稚園は、〇〇幼稚園という。

（位置）

第３条　本幼稚園は、大分県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（入園資格）※

第４条　本幼稚園に入園することができる者は、満〇歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

（定員、学級編成）※

第５条　本幼稚園の収容定員は、〇学級〇〇名とし、その内訳は次のとおりとする。

　　　　　　５歳児　　〇学級

　　　　　　４歳児　　〇学級

　　　　　　３歳児　　〇学級

第２章　保育年限、学期及び休業日、保育時間

（保育年限）※

第６条　本幼稚園の保育年限は〇年（４年未満）とする。

（学期）※

第７条　１年を分けて次の３保育期とする。　　注：保育期の代わりに学期としても差し支えない

　　　　　　第１保育期　　４月１日から８月３１日まで

　　　　　　第２保育期　　９月１日から１２月３１日まで

　　　　　　第３保育期　　１月１日から３月３１日まで

（休業日）※

第８条　本園の休業日（休園日）は、次のとおりとする。

（１）　日曜日

（２）　土曜日（毎月第〇、第〇土曜日）

（３）　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する日

（４）　夏期休業　〇月〇日から〇月〇日まで

（５）　冬期休業　〇月〇日から〇月〇日まで

（６）　学年末休業　〇月〇日から〇月〇日まで

（７）　学年始休業　〇月〇日から〇月〇日まで

（８）　開園記念日　〇月〇日

（９）　その他園長が必要と認めた日

第３章　授業日時、教育課程、保育内容

（授業日時）※

第９条　幼稚園の授業日時数は次のとおりとする。

　　　　（１）　１学年の教育週数　　〇〇週　　　　　　　　　　　　 （※３９週以上）

　　　　（２）　１週の教育日数　　　 　 〇日　　　　　　　　　　　　（※目安５日）

　　　　（３）　１日の教育時数　　　　　 〇時間を原則とする。　（※目安４時間）

（始業及び終業）

第１０条　保育時間は、午前〇時〇〇分から午後〇時〇〇分までとする。ただし、季節により変更することがある。

第４章　入園、退園及び休園

（入園許可）※

第１１条　教育課程は前条及び幼稚園教育要領の基準により、園長が定める。

（入園手続）※

第１２条　入園しようとする者は、所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ入園料を添えて提出するものとする。

（退園、休園）※

第１３条　退園又は休園しようとする者は、その事由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

２　病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがある。

第５章　修了及び褒賞

（修了）

第１４条　園長は、園児が所定の保育過程を修了したと認めたときは、修了証書を授与する。

（褒賞）

第１５条　心身の発達著しく他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

第６章　教職員組織

（教職員組織）※

第１６条　本幼稚園に次の教職員を置く。　　※必置

　（１）園長　　　　　　　　　　　　１名※

　（２）副園長　　　　　　　　　　〇名

　（３）教諭　　　　　　　　　　　 〇名※

　（４）養護教諭　　　　　　　　 〇名

　（５）事務教諭　　　　　　　　 〇名

　（６）園医　　　　　　　　　　　　〇名※

　（７）園歯科医　　　　　　　　　〇名※

　（８）園薬剤師　　　　　　　　　〇名※

２　園長は、園務を掌り所属職員を監督する。

３　教諭は、幼児の保育を掌る。

第７章　保育料、入園金及び検定料

（保育料、入園金及び検定料）※

第１７条　本幼稚園の保育料・入園料及び検定料は、次のとおりとする。

　　保育料（年・月額）　　　　　　　　〇〇〇円

　　入園料　　　　　　　　　　　　　　 〇〇〇円

　　検定料　　　　　　　　　　　　　　 〇〇〇円

注：そのほか園児納付金として徴収しているものは、全て記載すること。

（その他）

第１８条　幼児の在園中は、出席の有無にかかわらず保育料を所定の期日までに納付しなければならない。

第８章　補則

（施行細則）

第１９条　この園則の施行に関し、必要な細則は園長が別に定める。

附則

（施行日）

１　この園則は、　　　年　　　月　　　日から施行する。

（改正）

１　この園則は、　　　年　　　月　　　日から施行し、　　　年　　　月　　　日から適用する。

注意：園則改正の都度、このように附則を追加すること

〇〇専修学校学則（作成例）

第１章　総則

（目的）

第１条　本校は、学校教育法及び〇〇法に基づき、〇〇に関する専門的な知識及び技術を習得させ、職業若しくは実際生活に必要な能力の育成と教養の向上を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　本校は、〇〇専修学校という。

（位置）

第３条　本校は、大分県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（自己点検・評価）

第４条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第２章　課程、学校、修業年限、収容定員及び休業日

（課程、学科、修業年限、収容定員）

第５条　本校の課程、学科、修業年限及び収容定員は次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課程名 | 学科名 | 昼夜の別 | 修業年限 | 入学定員 | 収容定員 | 備考 |
| 〇〇専門課程 | 〇〇科〇〇科 |  |  |  |  |  |
| 〇〇高等課程 | 〇〇科 |  |  |  |  |  |

注意：〇〇専門課程の〇〇には、８分野名を表記する。

（学年、学期）

第６条　本校の学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

２　〇〇課程の学期は次のとおりとする。

　　　第１学期　〇月〇日から〇月〇日まで

　　　第２学期　〇月〇日から〇月〇日まで

　　　第３学期　〇月〇日から〇月〇日まで

（休業日）

第７条　本校の休業日は、次のとおりとする。

（１）　日曜日・土曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する日

（３）　夏期休業　〇月〇日から〇月〇日まで

（４）　冬期休業　〇月〇日から〇月〇日まで

（５）　春期休業　〇月〇日から〇月〇日まで

（６）　その他校長が必要と認めた日

第３章　教育課程、授業時数及び教員組織

（教育課程、授業時数）

第８条　本校の教育課程及び授業時数は別表第１のとおりとする。

２　別表第１に定める授業時数の１単位時間は、〇〇分とする。

３　別表第２に定める科目については、他の専修学校等において履修することができる。

４　授業時数を単位数に換算する場合においては、〇〇時間をもって１単位とする。

（学習評価）

第９条　原則として当該教科目の授業必要時間数の８０％以上出席し、期末試験の合格をもって単位の取得とみなす。

２　単位を取得した教科目については、下記の３段階の評価を行う。

（始業及び終業）

第１０条　本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

　〇〇課程は〇〇時から〇〇時までとする。

（教職員組織）

第１１条　本校に次の教職員を置く。

（１）校長　　　　　１名

（２）教員　　　　　〇名以上

（３）講師　　　　　〇名以上

（４）助手　　　　　〇名以上

（５）事務職員　 〇名以上

（６）学校医　　　 〇名

２　校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

第４章　入学、休学、退学、卒業及び賞罰

（入学資格）

第１２条　本校の入学資格は次のとおりとする。

（１）　専門課程は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者

（２）　高等課程は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者

（入学時期）

第１３条　本校の入学時期は〇月〇日とする。

（入学手続き）

第１４条　本校の入学手続きは、次のとおりとする。

　（１）　本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、第〇〇条に定める検定料を添えて指定期日までに出願しなければならない。

　（２）　前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

　（３）　本校に入学を許可された者は、指定された期日までに第〇〇条に示す入学金を納入して入学手続をとらなければならない。

（休学、復学）

第１５条　生徒が疾病その他やむを得ない理由によって、〇日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

２　前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

（退学）

第１６条　退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

（出席停止）

第１７条　生徒が感染症にかかり又はおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

（成績評価）

第１８条　授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

（課程修了の認定、卒業）

第１９条　第〇〇条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

２　所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

（称号の授与）

第２０条　前条により、〇〇専門課程〇〇学科を修了した者は、専門士（〇〇専門課程）と称することができる。

（表彰）

第２１条　成績優秀にして他の模範となる者は、表彰することがある。

（退学）

第２２条　次の各号の１つ該当する者には、退学を命ずることがある。

　（１）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

　（２）　学力劣等で生業の見込みがないと認められる者

　（３）　正当な理由がなくて出席常でない者

　（４）　学校の秩序や社会的秩序を乱し、生徒としての本分に反した者

第５章　入学金、授業料

（納付金）

第２３条　本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

　　入学検定料　　　　　　　　〇〇〇円

　　入学金　　　　　　　　　　　〇〇〇円

　　授業料（年額）　　　　　　 〇〇〇円

　　実験実習費（年額）　　　 〇〇〇円

　　〇〇費　　　　　　　　　　　〇〇〇円

（納付金の返還）

第２４条　既に納付した納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前の入学辞退者は返還する。

（納付金の特例）

第２５条　休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

（除籍）

第２６条　授業料その他の納付金を〇月以上滞納した者は除籍することができる。

第６章　附帯教育事業

（附帯教育事業）

第２７条　本校の附帯教育事業は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 附帯事業の種類 | 昼夜の別 | 修業期間 | 授業時数 | 収容定員 | 納付金 |
| 入学金 | 授業料 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

第７章　細則

（細則）

第２８条　この学則の実施に必要な細則は、校長が別に定める。

附則

注意：学則改正の都度、このように附則を追加すること

（別表第１）　教育課程及び授業時数

＜〇〇課程　〇〇科＞

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 学年 | １ | ２ | ３ | ４ | 計 |
| 科目 |  |
| 専門科目 | 理論 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 実技 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 一般教養 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

（別表第２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 課程・学科 | 履修する専修学校、大学等 | 履修科目 | 本校において履修したとみなす授業時数（単位数） |
| 〇〇課程〇〇学科 | 〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇専修学校〇課程〇学科 | 〇〇 | （　　　　）（　　　　） |

〇〇各種学校学則（作成時）

第１章　総則

（目的）

第１条　本校は、学校教育法及び〇〇法に基づき、〇〇に関する専門的な知識及び技術を習得させ、あわせて一般教養の向上を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　本校は、〇〇学校という。

（位置）

第３条　本校は、大分県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（自己点検・評価）

第４条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第２章　課程、学科、修業年限、収容定員及び休業日

（課程、学科、修業年限、収容定員及び休業日）

第５条　本校の課程、学科、修業年限及び収容定員は次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学科名 | 昼夜の別 | 修業年限 | 入学定員 | 収容定員 | 備考 |
| 〇〇課程 | 昼間 | 〇年 | 〇〇名 | 〇〇名 |  |
| 〇〇課程 |  |  |  |  |  |

（学年、学期）

第６条　本校の学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

２　学期は次のとおりとする。

　　　第１学期　〇月〇日から〇月〇日まで

　　　第２学期　〇月〇日から〇月〇日まで

　　　第３学期　〇月〇日から〇月〇日まで

（休業日）

第７条　本校の休業日は、次のとおりとする。

　（１）日曜日・土曜日

　（２）国民の休日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する日

　（３）夏季休業　〇月〇日から〇月〇日まで

　（４）冬季休業　〇月〇日から〇月〇日まで

　（５）春季休業　〇月〇日から〇月〇日まで

　（６）その他校長が必要と認めた日

第３章　教育課程、授業時数及び教員組織

（教育課程・授業時数）

第８条　本校の教育課程及び授業時数は別表第１のとおりとする。

２　別表第１に定める授業時数の１単位時間は、〇〇分とする。

（始業及び終業）

第９条　本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

　〇〇課程は〇〇時から〇〇時までとする。

（教職員組織）

第１０条　本校に次の教職員を置く。

　（１）校長　　　　　　１名

　（２）教員　　　　　　〇名以上

　（３）講師　　　　　　〇名以上

　（４）助手　　　　　　〇名以上

　（５）事務職員　　　〇名以上

　（６）学校医　　　　 〇名

２　校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

第４章　入学、休学、退学、卒業及び賞罰

（入学資格）

第１１条　本校の入学資格は次のとおりとする。

　中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者

（入学時期）

第１２条　本校の入学時期は〇月〇日とする。

（入学手続）

第１３条　本校の入学手続きは、次のとおりとする。

　（１）本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項に記入し、第〇条に定める検定料を添えて指定期日までに出願しなければならない。

　（２）前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

　（３）本校に入学を許可された者は、指定された期日までに第〇条に示す入学金を納入して入学手続きをとらなければならない。

（休学、復学）

第１４条　生徒が疾病その他のやむを得ない理由によって、〇日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

２　前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

（退学）

第１５条　退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

（成績評価）

第１６条　授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘定して行う。

（課程修了の認定、卒業）

第１７条　第〇条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

２　所定の修業年限以上に在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

（表彰）

第１８条　成績優秀にして他の模範となる者は、表彰することがある。

（退学）

第１９条　次の各号の１つ該当する者には、退学を命ずることがある。

　（１）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

　（２）　学力劣等で生業の見込みがないと認められる者

　（３）　正当な理由がなくて出席常でない者

　（４）　学校の秩序や社会的秩序を乱し、生徒としての本分に反した者

第５章　入学金、授業料

（納付金）

第２０条　本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

　　入学検定料　　　　　　　　〇〇〇円

　　入学金　　　　　　　　　　　〇〇〇円

　　授業料（年額）　　　　　　 〇〇〇円

　　実験実習費（年額）　　　 〇〇〇円

　　〇〇費　　　　　　　　　　　〇〇〇円

（納付金の返還）

第２１条　既に納付した納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前の入学辞退者は返還する。

（納付金の特例）

第２２条　休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

（除籍）

第２３条　授業料その他の納付金を〇月以上滞納した者は除籍することができる。

第６章　健康診断

（健康診断）

第２４条　健康診断は、毎年１回別に定めるところにより実施する。

第７章　附帯教育事業

（附帯教育事業）

第２５条　本校の附帯教育事業は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 附帯事業の種類 | 昼夜の別 | 修業期間 | 授業時数 | 収容定員 | 納付金 |
| 入学金 | 授業料 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

第８章　細則

（細則）

第２６条　この学則の実施に必要な細則は、校長が別に定める。

附則

注意：学則改正の都度、このように附則を追加すること

（別表第１）　教育課程及び授業時数

＜〇〇課程　〇〇科＞

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 学年 | １ | ２ | ３ | ４ | 計 |
| 科目 |  |
| 専門科目 | 理論 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 実技 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 一般教養 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |